

## 第2回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会 成年後見制度分科会 会議録

日時：令和2年1月29日（水）午後1時30分～

会場：市役所分館1階 1-101 会議室

（司会）

ただ今より「第2回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会 成年後見制度分科会」を開催いたします。

本日は、ご多忙の中、お集まりいただきまして厚く御礼申し上げます。私は、司会を務めさせていただきます、福祉総務課 課長補佐の高橋と申します。どうぞよろしく願いいたします。

始めに、配布資料の確認をお願いいたします。使用します資料は、机上配布してあるものと、先日郵送し、ご持参をお願いしたものがございます。本日、机上配布させていただいた資料から確認させていただきます。

初めに、本日の「座席表」でございます。それから、資料1「新潟市統計情報（成年後見関係2）」の差し替えでございます。最後に、第1回の議事録でございます。

続いて、事前に送付させていただいた資料の確認をお願いいたします。始めに、次第でございます。資料1といたしまして「新潟市統計情報（成年後見関係2）」でございます。資料2といたしまして「市長申立事務手続きについて」、資料3といたしまして「新潟市成年後見支援センターパンフレット」、資料4といたしまして「新潟市成年後見支援センター対応実績」、資料5-1といたしまして「法人後見事業イメージ図」、資料5-2といたしまして「法人後見事業の推移」、資料5-3といたしまして「法人後見事業実績」、資料6といたしまして「新潟市地域福祉計画成年後見制度部分の素案」、資料7といたしまして「他都市の成年後見制度利用促進基本計画の目標について」です。

以上、不足がございましたら事務局のほうにお申し付けください。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、会議の公開及び議事録の取り扱いについてご説明いたします。まず、会議の公開についてですが、本市の指針によりまして、会議は原則公開することとしております。

この委員会につきましても、傍聴が可能となっております。そして、会議の内容につきましても、市の指針により議事録を作成し、後日、ホームページなどで公開することとなっております。また、議事録作成のため、録音させていただきますことをご承知おきください。

続きまして、福祉総務課長よりご挨拶申し上げます。

（福祉総務課長）

皆さん、こんにちは。足元の悪い中お越しいただきまして、ありがとうございます。本日第2回の分科会でございます。事前に資料を送付させていただきましたが、前回いただいた

ご意見等に基づく追加の資料と、計画の素案で、ここがメインになるかと思っておりますけれども、いろいろと皆さま方からご審議いただければと思っております。素案につきましては、国も言っておりますが、基本的に今、実施していることを計画として位置付けて、今後、それを国の求めているところまで持っていこうということで、作成したところでございます。本日は、皆さま方から忌憚のないご意見をいただければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会)

それでは、これより高橋分科会長より議事を進めさせていただきます。なお、議事録作成のため、ご発言の際は名前をおっしゃってからご発言くださいますようお願いいたします。

それでは、高橋分科会長からお願いいたします。

(高橋分科会長)

それでは皆さん、よろしくお願いいたします。座ったままで進めさせていただきたいと思っております。今、課長からもお話があったところでございますが、前回は、地域福祉計画の中に、成年後見の部分位置付ける。なぜ位置付けなければいけないのか、あるいは、位置付ける意義というようなことを、成年後見利用支援事業との関係でご説明いただきました。いわゆる国が、成年後見利用促進法の中で、どのようなことを求めているのかということもご説明いただきました。さらに、皆さんからそれに関するさまざまなご質問、あるいは、資料要求等があったところであります。

今回は、先に皆さんから資料要求があった部分のご説明、市のほうから集めていただいた資料を提示していただき、その質疑応答の後に、先ほど、課長さんがメインとおっしゃった、いわゆる素案について忌憚のないご意見を賜ればと考えております。なるべく、今日は心して自分はやべらないようにしたいと思っておりますので、ぜひ皆さん、よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿って議事を進めてまいりますので、議事の(1)関連データについて事務局から説明をお願いします。

(事務局)

前回のご要望のありました追加の統計資料につきまして、資料1から4まで事務局から説明させていただきます。なお、資料5につきましては、新潟市社会福祉協議会、石本委員にご提供いただきましたので、説明についても、後ほど石本委員からお願いしたいと考えております。なお、前回の分科会で、成年後見支援センターの認知度についての調査があるかというご発言もありましたが、毎年行っている市政世論調査等を確認したところ、該当するような質問がございませんでしたので、報告いたします。

始めに、資料1をご覧ください。「1 市長申立て数・費用助成額の推移(区別)」でござ

います。年度ごとにばらつきがありますが、中央区は同数ですけれども、それ以外の全ての区で、平成29年度と平成30年度を比較すると、認知症等の件数、金額について、北区は4～11、東区は0～7、江南区は2～5、秋葉区は0～3、南区は0～5、西区は6～12、西蒲区は1～5というふうに、大幅に増えていることがご確認いただけるかと思えます。

次に2ページをご覧ください。「2 成年後見制度利用支援事業（申立費用助成件数・額）の推移（区別）」でございます。こちらも、年度ごとにばらつきがありますが、年間1～2件程度の区がほとんどとなっております。

隣の3ページをご覧ください。区別の報酬助成件数額の推移となっております。どの区も増加傾向で、これは、高齢者の場合ほとんどの方が、収入は年金が中心と思われるので、収入額が急に増加することはあまり想定されず、一度助成を受け始めたら、継続して毎年申請することになるためと推測されます。

次に4ページをご覧ください。「4 市長申立て数（うち虐待件数）の推移」でございます。各年度の上の数字が全体の市長申立て件数、下の段のカッコ内に記載されている件数が、そのうちの虐待件数です。認知症等高齢者ですが、大体年に1件から4件となっております。

次に、本日机上配布しました、「5 他都市の市町村長申立て数の推移」をご覧ください。

平成29年度と30年度を比較した伸び率を右側に記載しておりまして、政令指定都市では、千葉市、名古屋市、岡山市はやや減っております。神戸市、横浜市、大阪市などはほぼ横ばい、札幌市、仙台市、川崎市、静岡市、浜松市、堺市などは30年度の件数が増加しています。

県内市町村の状況については未実施の町村もあり、市町村ごとに取り組み状況は異なりますが、増加している市町村が多くなっています。新潟市の伸び率は、回答のあった政令市の中で一番高く、県内市町村の中でも高いほうとなっておりますが、県内市町村の場合は、市長申立て件数が少ない市町村も多く、一件増えると伸び率が大きく変動する場合があります。

新潟市の29年度から30年度にかけての増加について、高齢者支援課にも確認しましたが、特段これといった要因はないということでもございました。回答のあった政令市の伸び率の平均が108.7パーセントとなっておりますので、増加傾向の市が多いと考えております。

次に、資料2「市長申立て手続きについて」をご覧ください。こちらは、新潟市の各区健康福祉課で行っている市長申立て事務の流れについてまとめたものでございます。新潟県社会福祉協議会で、毎年、県から委託されて実施している説明会のほうに新潟市の職員も参加させていただいておりまして、その資料として配布されている、成年後見制度市町村長申立てマニュアルを参考にしたものでございます。同様の流れで、新潟市のほうでも実施をしております。簡単に上のほうからご説明いたしますと。

まず1で、「対象者の発見」地域包括支援センターやケアマネなどの関係機関から、各区健康福祉課に報告や相談があります。2番で、「ケース検討会議の開催」でございますが、ここで事実確認を行うとともに、対象者に関与している関係者が集まり、市長申立てをするか日常生活自立支援事業が適当か、といったような方針についてケース検討会議で相談し、

方向性を決めます。このときに、市長申立てのほうが良いと関係者で合意した場合は、ケースバイケースではございますが、累計ですとか、候補者についても方向性を話し合う場合もございます。その後、区健康福祉課で、各関係機関のご協力を得ながら、3番から6番に記載している「本人調査」「親族調査」「成年後見登記事項の確認」「診断書の作成」などの事務を進めます。

次に、7番の「申立て類型の検討」8の「成年後見人等候補者の検討」については、2の「ケース検討会議」で方向性が決まっている場合は、その方針に沿って、区健康福祉課で検討いたします。

9の「市町村長申立て要否の検討・決定」は、再度関係者で集まって会議をする場合もあるかと思うのですが、ある程度情報が集まっていて、2の「ケース検討会議」で方向性が決まっていた場合は、会議までは開催せず、区健康福祉課長の決裁により、市長申立ての実施が結成される場合もございます。

10「申立て書類の作成等」については、必要な書類を作成し、11で「家庭裁判所への申立て」を行い、12の「審理を」へて13の「審判の確定」14「後見等の開始」という流れになっております。

続きまして、資料3。こちらは、新潟市成年後見支援センターのパンフレットでございます。一般の市民向けに、新潟市成年後見支援センターの業務について記載したものです。新潟市から新潟市社会福祉協議会に、成年後見支援センターの業務を委託しております。

中を開いていただくと、右側に業務が書かれておりまして、電話や窓口での相談、弁護士会、司法書士会の皆さまのご協力を得て、月に1回専門家相談を実施しております。また、成年後見制度に関する普及啓発、市民後見人の養成と活動の支援を行っています。

中に挟み込まれているA3白黒の紙には、成年後見制度についてQ&Aなどにより記載しておりますが、一箇所だけ訂正をお願いいたします。4ページの一番下の問9の答えです。地域包括支援センターの箇所数が「市内27箇所」となっていますが、「29箇所」に増えておりますので、恐れ入りますが訂正をお願いいたします。パンフレットにつきましては、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして、資料4をご覧ください。平成25年度～30年の新潟市成年後見支援センターの相談実績となっております。新潟市成年後見支援センターは、平成25年5月に開設いたしました。解説当初は、マスコミによる報道もあり、初年度の新規相談件数と種類の相談についても、かなり多くなっています。26年度、27年度に比べて、28年度から30年度のほうが増加をしている状況です。

方法としましては、電話による相談が多く、制度説明の件数、個別ケース支援の件数が増加傾向となっております。相談対応係数ですが、相談理由としてもっとも多いのは、預貯金、生命保険の解約で、これも増加傾向になっております。申立ての書類作成に関する相談も増加しております。

以上、簡単に資料を説明させていただきましたが、資料3、4については、実際の実務を

よくご存知の石本委員から、もし補足があればぜひお願いしたいと思っております。  
事務局からの説明は以上でございます。

(高橋分科会長)

ありがとうございました。それでは石本委員、よろしくお願いいたします。

(石本委員)

新潟市社協の石本です。では、補足ということでご説明をさせていただきます。緑色のセンターのパンフレットについて、ご説明のとおり、こちらは必要な方々が手に取っていただけるように、各区役所、関係機関に配布しております。それと同時に、センターの相談員が、各団体から研修会や勉強会に派遣依頼をいただいておりますので、そちらの出先で、市民の方々や関係者に配布して普及啓発に努めているところです。

続いて資料4について、センターに予算上配置されている相談員は1名です。実際は、新潟社会福祉協議会の自主事業である、法人後見事業の後見専門員3名と合わせて一体的に4名で対応しております。

新規相談件数は、堅調に推移しております。近年、多問題化した世帯にまつわる相談も非常に増加しております。相談内容も複雑化しております。センターだけで解決できる課題ではございませんので、医療、保健、福祉、法律、行政との各関係機関への報告や連絡、対応協力を求めて1件ずつ対応しているといったところです。以上です。

(高橋分科会長)

引き続き、新潟市社会福祉協議会によるものを石本委員からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(石本委員)

引き続きまして、新潟社会福祉協議会の石本です。新潟市社会福祉協議会の法人後見事業に関する資料5について説明いたします。一部、先回の分科会でご説明した内容と重複する部分もありますが、ご了承いただければと思います。

当該事業は、新潟市成年後見支援センター開設と同年度の、平成25年に開始いたしました。

資料5-1をご覧ください。当法人の法人後見事業のイメージ図です。当法人では、当該事業を市民と新潟市社協の協働により実施していることから、市民参加型法人後見と呼んでおります。ものの本には、支援員型法人後見と書いてあるかもしれませんが。市民と社協の協働による後見活動は、非常に意義が高い社会活動だと、われわれ新潟市社会福祉協議会は考えているところです。

当該事業は、運営審査会と実務担当者で構成されています。運営審査会は、申立人の依頼に基づいて、当法人の市民参加型法人後見が後見人等候補者として適任かどうか、そういつ

た審査、及び、受任後の後見活動について、助言や指導を行う第三者有識者で構成された審査委員、オブザーバーとして、行政担当者と法人がアドバイザー契約した弁護士、法人事務局員で構成しています。

実務担当者である後見支援員と後見専門員について説明いたします。後見支援員は、新潟市成年後見支援センターが実施する市民後見人養成研修修了者を対象に、当法人が採用試験を行い、非常勤嘱託職員として採用した方々です。平成30年4月1日現在94名を採用しています。1人の被後見人等に対して後見支援員2名、財産管理担当1名、身上監護担当1名として、本人及び関係者との面会も含め、毎月1回以上の活動を行うことが規定されています。

後見専門員は、新潟市成年後見支援センター相談員1名を含む常勤職員4名で対応しております。1人の被後見人等に対して、主担当と副担当が連絡調整を行うとともに、後見支援員をバックアップしております。事情によっては、後見支援員さんとご本人との面会に同行するというのも、最近は増えているところです。

資料の5-2をご覧ください。市民後見人養成件数修了者と後見支援採用者、法人後見受任件数の推移です。養成研修終了者と後見支援員採用者数を折れ線で、受任件数を棒で表記しています。

養成研修は、平成27年から隔年で実施しております。現時点での養成研修修了者見込みは154名です。令和元年度後見支援員として90名を採用しています。30年度が94名ということですね。総受任件数も堅調に増加しております。例えば、令和元年度の棒グラフをご覧くださいと、現在総受任件数は79件です。そこから終了件数25件を引いた54件を、今現在受任しているということです。平成25年度の受任件数6件と比較すると、9倍になっています。

資料2枚目をご覧ください。法人後見事業の実務担当者の推移についてです。実務従事者数を棒で、従事者一人当たりの担当件数を折れ線グラフで。さらに、年度中に受任していた件数を塗りつぶしの折れ線グラフで表記しています。平成27年度後見専門員が1名増員された結果、27年度から4名になっております。

令和元年度の塗りつぶしの折れ線グラフ部分をご覧ください。先ほど説明いたしました、現在の受任件数は54件とお伝えしましたが、令和元年度受任していた件数が、グラフ上60件を超えているのは、年度途中で終了した事件もカウントしているためです。

続いて、資料5をご覧ください。一点訂正がございます。1ページ目の「1 受任状況① 受任件数」の表中の上から1、2、3、5行目の受任中、この欄の一番右端、53となっておりますが正しくは54です。訂正をお願いします。この実績は、先ほど見ていただいた5-2の、現時点での受任状況と後見支援員に関する詳細の報告になっております。

1の「受任状況①」の表中の上から4行目の「事務管理件数」をご覧ください。相続人、あるいは相続財産管理人に引き継いでおらず、後見事件としては終了していますが、事務管理を継続せざるを得ない件数が13件あります。これらの事務を進めるためには、戸籍調査、あるいは親族調査が必要ですが、新潟市社会福祉協議会の法人後見事業の、実務を進められ

ない弱い部分の一つと、私たちは考えています。

めくっていただいて裏の2番「後見支援員」についてです。②の「活動従事した後見支援員数」についてです。私たち新潟市社会福祉協議会は、新潟家庭裁判所に、年1回の定期報告のほかに、自主的に内部監査を年4回実施しています。日々の払い戻し事務を含めて、市民参加型法人後見は、不正の抑止に非常に効果的だと考えております。こういった内部監査も含めた活動が不正行為の抑止力になっていると、私たちは考えています。以上です。

(高橋分科会長)

ありがとうございました。前半のほう、事務局からご説明があったものが、前回の第1回の分科会でご質問があった、あるいは、資料要求があったものに対する、事務局側が集めていただいたデータということであります。

後半、石本委員からご説明いただいたのは、新潟市社会福祉協議会、社会福祉法人でありますけれども、この社会福祉法人が、いわゆる法人として後見活動を行っているその仕組みとデータということであります。

ここで、私が説明することでもないとは思いますが、新潟市成年後見支援センターというのは、新潟市が設置し、新潟市社会福祉協議会に委託して、新潟市社協が実施している公的なセンター、いわゆる相談支援機関で、それと、いわゆる社会福祉法人としての新潟市社協が行っている法人後見というのは、一応形としては別のものである。けれども、実際のところとしては、一体的に運営をしてというところで。そんなことは、皆さんはお分かりだろうと思いますが、もしかするとその辺が曖昧になってらっしゃるところもあるかもしれませんので、追加的に説明をさせていただきました。

それでは皆さん、前半の部分、後半の部分も含めてですね、積極的に質疑応答をお願いしたいと思います。どうぞ、思い付いた方から、挙手をしてお話いただければと思います。

はい、どうぞ。

(帯瀬委員)

帯瀬です。資料2に関してのご質問です。少し確認しておきたいのですが、区ごとによってちょっとやり方違うかなと思います。要は、対象者を発見して、最終的に市長申立てをしますという決定に至るわけなんですけれども、決定するまでで、どこの段階までが担当者扱いというか、担当者のほうで情報を把握して、担当者だけで動いている部分で。どこから先は、さらにその上。例えば、課長クラスまで情報を共有して、ケースとして課内で登録、登録と言っていいのかあれですけども、取り扱うケースだというふうに登録して、そこから、担当者から課のほうに動くというかたち。どこで切り替わるのかという段階が、この内容だとどこからかなというところが少しありました。もしご存知であれば、お聞かせいただきたいなと思います。

(高橋分科会長)

答えづらい質問かもしれませんが。率直にお答えください。

(事務局)

西区です。親族調査は、他の都市の戸籍調査になりますので、そこから決裁が上がって進んでいます。

(事務局)

補足ですが、戸籍の公用請求は必ず市長名で行いますので、所属長である課長の決裁が必要になります。親族調査の手続きは、課長決裁をした上で行うので、遅くともこの段階で課長まで情報が入る。ケース検討会議の段階で入っているケースもあると思いますし、親族調査をやる段階で、情報が上がるというケースもあるということだと思われま

(高橋分科会長)

ありがとうございました。帯瀬先生、そんなところでよろしいですか。

(帯瀬委員)

逆に言うと、その辺はちょっと特に決まってないというか。親族調査の段階では、必ず課長まで話は行くんだけど、その前段階までというのは、区のやり方だったり、特に流れとして、手続きとして特に決まってはいない。

(高齢者支援課)

高齢者支援課です。特段、高齢者の部分に関しては、高齢者の支援課のほうから、対象者発見以降はこういう流れで動いてくださいという指示は出しておらず、例えば、そういった対象の方が出ましたという段階で、口頭で課長まで報告しているケースもあるかもしれないですし、文書で上げて、こういった方が今後は市長申立ての可能性がありま

(帯瀬委員)

了解しました。

(高橋分科会長)

なかなか具体的には、おそらく区によって、少しずつ微妙にニュアンスが異なるというのはあるのかもしれないと思っております。いかがでございましょう、今のことで結構ですし、ほかのことで。菊池委員。

(菊池委員)

弁護士の菊池でございます。今のところに関連してご質問させて下さい。同じく資料2の「ケース検討会議の開催」というところがあって、ここは、関係者でいろいろ検討はなさるということだと思えるんですけども。そこに、例えば、弁護士ですとか、司法書士の方ですとか、入ったりするようなケースもあるのではないかなとは思ってはいますが。そういった、ちょっとほかの外部の弁護士とか司法書士とか、そういった専門家に頼もうというところは、それは当事者のご担当者の裁量というか、ところになるのでしょうか。というのも、私も、実際関わらせていただいたケースもありますし。

あと、逆に市のほうから、後見人の候補者を推薦してくれみたいな依頼を受けて、私が弁護士会選任担当でそういうのをやったときがあります。その段階で、もう少し早い段階で、弁護士とか専門家が、そのケース検討会議から関わっていても良かったのかなと思えるような案件もありました。その時は、支援者ホットラインという、弁護士会がやっている支援者の方の無料相談をご紹介させていただきました。そういったことがありましたので、実際の運用がどのようになっているのかを、お聞かせいただければと思います。

(事務局)

最初のケース検討会議の時点で、ある程度情報が集まっているケースもあれば、全然情報がないケースもあると思います。ある程度情報が集まっていて、例えば、財産がとても多いとか、何かトラブルを抱えているということであれば、弁護士さんに入っていただいたほうがいいだろうという判断を、集まった関係者の中で共有して、そういう方向に話が進んで、その後に、弁護士会へ依頼というような段取りになると思います。初期の情報がない段階で、弁護士、司法書士、社会福祉士など、どの職種がいいか判断が付かない状態でケース検討会議をしている場合もあると思いますので、ケースバイケースです。情報を早めに共有したいというのはおっしゃるとおりだと思いますので、今後、区の皆さんにもそのようにお伝えしていきたいと思っております。

(高橋分科会長)

ケースバイケースということであります。

(菊池委員)

分かりました。少し弁護士会側の広報不足みたいな、もしあって、それで、何て言うか、使える制度があるのに使えないとかということであれば、ちょっとこちらでも反省すべきとか、あると思いましたので。そういったところもありましたので、ご質問させていただいた次第です。ありがとうございます。

(高橋分科会長)

いかがでございましょうか。この初期段階の、いわゆるケースカンファレンスというのは、その方、いわゆる被後見人になるのか保佐になるのか分かりませんが、その対象者の方の属性によって、認知症高齢者なのか障がい者なのか、あるいは、生活保護受給者なのかそうでないのか、そういうようなところによって参集者も随分変わってくるということですよ。

(事務局)

分科会長のおっしゃるとおりだと思います。対象者によって、会議に集まる方も異なっているという状況だと思います。

(高橋分科会長)

皆さん、積極的にお願いします。どうぞ。

(小嶋委員)

すみません、税理士会の小嶋と申します。よろしくお願いします。単純に、その資料2の最初から最後まで期間ってどのぐらいかかるものなのですか。

(事務局)

東区です。それぞれケースバイケースになりますけれど、まず、親族調査にどれだけ時間を要するかというところで、大体おおよその時間が決まっています。新潟市内で全て戸籍がそろいましたら1カ月ほど。それから、他の市町村をおっていくものが多ければ2カ月というふうな形になっていきます。

ほかの書類もそれぞれ分担を決めまして用意していくのですけれども、その書類の出力によって変わってきますが、おおよそ1カ月から2カ月程度だと思います。

(小嶋委員)

ありがとうございます。成年後見の後見人の候補者っていうのは、どの段階ぐらいから一緒に参加するような感じなんですか。12番の審理のときに、大体候補者も入ってくるという感じなんですか。

(事務局)

東区です。候補者につきましては、ケース検討会議のときに、おおよそこの職種の方でお願いしようということをお話し合いました。社会福祉士ですと、ぱあとなあさんに推薦依頼を出したりしてまいりますけれども、最終的には、審判の確定をしてから、私どもは後見人の方に引き継いでおります。

(小嶋委員)

そうしますと、その成年後見人の候補者は、その段階では報酬等はないけれども、そういった活動を、一緒になって参加しているという状況でよろしいでしょうか。まだ選任されていないので、報酬付与というのはないとは思いますが、長い期間、事前に準備して一緒に進んでいくという形で進めていくということによろしいでしょうか。

(事務局)

補足と言いますか、後見報酬の付与につきましては、家庭裁判所さんが一番詳しいとは思いますが、おおむね1年程度活動した後に、報酬付与の審判の申立てですか、そういった形で請求をして、後日、家庭裁判所から、この金額を受け取ってよいという審判が下りてから、本人の財産からいただくというような形になるかと思えます。

(酒井オブザーバー)

家庭裁判所の酒井でございます。報酬付与の関係で、今、お話があったので若干ご説明させていただきます。後見人さんの報酬というのは、審判が確定したときに、後見人さんは就職したということになるので、その日から報酬が発生するという形になります。

ですので、審判前の準備段階で関与していただいたとしても、裁判所としては、その状況というのは加味できないということになります。

報酬については、後見人さん等の業務の内容について、裁判所が評価した上で報酬決定することなので、事後的な報酬ということになります。以上でございます。

(小嶋委員)

ありがとうございます。資料4の、もう一つ、確認させてください。

相談件数というのが結構あると思うんですけども、その相談ごとに、専門家の方に代わってもらって相談されたかということ、社会福祉協議会さんのほうで進めていて、一つずつ解決に向けて活動をしているということによろしいのでしょうか。

(石本委員)

新潟市社協の石本です。新潟市成年後見支援センターが、全ての相談1件1件を積極的に解決するという事は、残念ながらできておりません。予算上1人の職員が新潟市内に1人いるということになっておりますので。相談をいただくと、私たち、成年後見支援センターの相談員及び法人後見事業の専門員含めて4名が後見制度の申立てに至るまで、どのように進めていったらいいのかというようなことや、実際に受任したらどうなるのかといったようなご相談には、積極的に対応しています。

申立てするためには、どんなふうにしていったらいいのかというのがメインの相談になります。私たちが、直接医療機関に問い合わせをしたり、法務局や、もろもろの窓口で書類

を集めたりということはしていません。後見制度を必要としていらっしゃる方を取り巻くケアマネージャーさんや、病院や施設、地域包括支援センターや、障がい者基幹相談支援センター、計画相談担当者、場合によっては行政、そういった方々に、こういった相談が来ていますよといったようなことも連絡いたしますし、それを解決するために、皆さんでぜひ集まって話をしませんかと、私たちもそこに参加しますよというようなことを、お話をさせていただいております。

私たちセンターの職員は、法律の専門家ではありません。小嶋委員のように税のプロフェッショナルではありません。成年後見制度のその手続きにまつわる相談であれば、私たちはお話ができるのですが、それに付随して、税金のことや相続のこと、あとは、第三者に訴えられたり攻撃されたり、それこそ虐待であったり、そういったもろもろの相談が来ると、やはり法的なアドバイスが必要になります。そういった場合には、私たちは、答えができません。そこで、センターのパンフレットの中に書いてありますが、専門家相談を活用していただいたり、各区役所で法律相談、税相談もやっておりますので、そういったところに相談に行くこともお勧めしています。

(小嶋委員)

ありがとうございました。

(高橋分科会長)

よろしいでございましょうか。どうぞ、石本委員。

(石本委員)

先ほどの小嶋委員から、この資料2についてどれくらいの期間がかかるのかというご質問ですが、私たちは、この資料2の2の「ケース検討会」にも参加することが非常に多いです。資料4の裏面をご覧くださいと、平成30年で92回出席しております。さまざまな事情があります。どなたも申立人になり得る方がいない、本人も含めてですが、この場合、市長申立てせざるを得ないケースもあります。私が知っている範囲で、早くて1カ月以内に市長申立てができたケースもございます。

複雑な事情がある場合や、親族関係も非常に複雑な場合があります。市長申立てする前に親族調査を行って、各親族に申立てになり得るかどうかを行政担当者が確認するわけですが、ここで、親族がやりますと言って手を挙げた場合は、当然に、親族の方の申立て支援を成年後見人支援センター含めて関係者で行います。ところが、その親族が、申立てと言ったにも関わらず、なかなか行動を起こしてくれないというケースも珍しくありません。ある程度期間を区切ったとしても、そういった方々が意思表示した以上、さすがに無視はできません。本人を含めた申立人になり得る親族が多くなればなるほど、そういったことの調整に時間がかかるというのが実感としてあります。以上です。

(高橋分科会長)

はい、林委員。

(林委員)

社会福祉士会の林です。議題としてどうということではなく、この市長申立てのところでもちょうど出てきたところなので、税理士会さん、行政書士会さん、各機関来ているので、事実状況のところをお伝えしたいと思います。

新潟市の場合は、非常に各区担当者も一生懸命進めてくださるので、他市に比べれば、この市長申立てはスムーズかなと感じているところです。ただ、やはり先ほど石本委員が言われたような、ご家族がやるとか、経済虐待のケースなんかで私たちのほうに相談が包括さんから寄せられるケースだと、経済的な虐待の疑いがある。で、申立てて、審判が起きるまでが、1カ月から2カ月、3カ月になってくる。3カ月ということはほぼないんですけども、なってきたときに、困るのが、その方のお通帳と財布を、誰がその間持っているのかというところが非常に難しく、相談が多いところです。

要は、みんな、これは良くないよねとか認識してケース検討会議で話し合っていて、だけど、そのお金はそこのご親族が持っているとか、もしくは、本人が認知症だけど、何となく無くしそうなところに置いてあるというところがある。やはり、こここのところ、法的にどなたかというところがまだ整理できないところで、お金を持ってらっしゃる方であれば、お預かり金の契約ということもできるのでしょうけれども、市長申立ての方、財産上厳しい方が多いので、出すお金はない。でも、預かるのは支援者が預かっているわけにはいかない。包括もケアマネもみんな持ちたくないというところで、そここのところが非常に難しい状況にあるというところの確認だけと思ひまして、お伝えしました。

あと、ケース検討会議では、新潟県の社会福祉会と弁護士会のほうで、高齢者虐待専門職チームというものを持っているので、そここのところでお声掛けがあれば、地方公共団体の場合は、特にそういう謝金とかそういったことではなく、法もできていたかと思いますが。菊池先生、こここのところはお担当されておりましたか。なので、ケース検討会議のときの虐待のときには、そういったものを活用していただくようなのも一つのパターンと思ひました。補足でした。失礼いたしました。

(高橋分科会長)

ありがとうございます。林委員、高齢者虐待ですか、高齢者・障がい者虐待ですか。

(林委員)

専門職チームは、高齢者虐待で、包括さんからお声掛けがあって、行政からお声掛けがあれば、弁護士と社会福祉士がセットになって入っていく。障がい者の関係は。

(事務局)

障がい者虐待の件数自体が、少ないという状況もあると思うのですが、今の時点では、特にそういうのを把握してはいないようでございます。

(高橋分科会長)

ありがとうございます。

(菊池委員)

私もその会議に1、2回参加したぐらいなのでちょっと正確な数字は分からないんですけども、多分、年間数件程度ぐらいなのかなというような印象です。

(高橋分科会長)

ありがとうございます。そのほか、何かここだけは確認しておきたいとかというようなところはいかがでございましょうか。

(相羽委員)

行政書士会と申します。相羽でございます。少しお聞きしたいのですが、さっきの、このパンフレットの説明の中で、市民後見人の養成の活動と支援ということで、今、市民後見人はどのようなカリキュラムと、何名ぐらい輩出しているのかお聞きしたいと思いました。と申しますのは、以前、多分、国のほうでやっております、この成年後見の推進に関しましての傍聴をさせていただいたときに、この市民後見の進んでおります東京の品川区の品川センターの方が、身上保護という観点で、かなり市民後見に力を入れておりまして、報告されておりました。現場の皆さまの声を聞きますと、うちもまだ中途半端でありますけれども、専門職の方々のこの後見の内容に関して、現場というよりも、お願いをしている方々の代表の方が、専門職の方々はあまり面接に来てくれない。確かに、財産管理はきちんとしてくれるけれども、面接の回数が非常に少ないと。だから、もう少しお話を聞いていただけるような後見人が欲しいというような声が、大変多くあがりました。

もう一つ、意思決定権というか、要するに、まだ認知にならない間に自分はどんなことをして欲しいのかということも含めた意思決定権という話が、大変多く出ておりました。行政書士会は、どちらかといいますと任意後見の契約作成で、特に任意後見は、監督人を指名して公正証書にしていくということがあるのですが、これが、どうしても移行する件数が少ない。移行になっていないというのが。要するに、後見人と監督人にもお金を払わなきゃいけないという問題があるということで、比較的これが進んでいないということも問題になっていたものですから、ちょっとそれらも含めてお話、どのくらいの、今、人数がいるのか教えてください。

(高橋分科会長)

ありがとうございました。これについては、石本委員からご説明していただいたほうがよろしいかと思えます。要するに、市民参加型と市民後見人の違いをご説明していただく必要があるのかなと思えます。

(石本委員)

新潟市社協の石本です。新潟市が平成24年から実施した市民後見人養成研修を修了した方々は、今年度で154名に達しました。資料5-2をご覧ください。折れ線グラフの一番上に154というふうに記載があります。

この養成研修のカリキュラムですが、厚労省が推奨しているカリキュラムを上回る内容を設定しております。全55単位を受講していただいて、55単位全て取得していただいて修了になります。この55単位のうち、20単位が基礎研修で、主に座学。同じく20単位が実務研修ということで、後見人になった場合、こんなふうなことをしなければなりませんよといったようなもの。残りの5単位は体験実習です。

高齢者施設にはどのような方が利用しているのか。障がい者施設への見学。新潟市社会福祉協議会の法人後見事業で、どんなふうに利用者、被後見人と面談しているのかといった実際の現場を見てもらうのが目的です。トータルで55単位の、延べ10日間でやっております。

今年度は、令和元年8月下旬から始まって、先月12月の中旬に、講義としては終了しております。レポートを提出いただいて、最終的に修了ということになっています。

この養成研修修了者は、現在のところ154名の見込みですが、この養成研修受講終了したことをもって、いわゆる個人受任する市民後見人さんに選任されているかということ、新潟市内にはそういった方はまだ一人もいらっしゃいません。ゼロです。

そこで、この養成された154名の方をほっておく手はない、新潟市社会福祉協議会が何とかこれらの方を活用したい、一緒に協働したいということで、社会福祉協議会の自主事業である法人後見事業の後見支援員として、社会福祉協議会の職員として後見活動に従事していただいています。それが、この資料5の折れ線グラフの下段にあります、後見支援員採用者数、令和元年度で90名ということです。この90名のうち、85名が何らかの活動に関与したということになっているところです。

(高橋分科会長)

石本委員、ありがとうございました。相羽委員、それでよろしいでございましょうか。ちょっと余計な口を挟むところでもありますけれども、いわゆる市民後見人として活動していただくのか。いわゆる独任的にやっていただくのか、あるいは、市民のボランティアさんとしての方々なので、ある程度社協が入る形で、非常に厳しい状況には陥らないようにサポートしていくのが重要なのかというのが。実は、新潟市成年後見支援センターが2013年度から

立ち上がる、その前年度の検討会のときからの永遠の話題でありまして。

全国の子協の中には、例えば、大阪とか、品川とか、市民後見人を養成しているところ。あと、新潟市ほかいろいろやっているかと思いますが、市民後見人養成研修を受けていただいた方に、後見支援員的な活動をしていただく。この方式とで大きく二つ分かれているというのが、おそらく全国の現状だろうというふうに思っております。

成年後見支援センターの運営委員会の中でも、毎年この話題については、今後どうやっていくべきかということが話題になります。三士会の代表者の方々含めて議論する中でも、これは、結論がまだ出ていないという問題だということで、ご理解いただければと思っております。石本委員、そんな説明でよろしいでございますか。

(石本委員)

これは、養成した新潟市の問題だけではなく、かつ、養成修了した方々を採用している新潟市社会福祉協議会だけの問題でもなく、選任する側の家庭裁判所も含めて、いわゆる、市民の方をどのように活用していくのかというのを詰めていかない限りは、話が進まないと思っております。

市民の方を活用する前提として、市民後見人の監督をどこかがやるのか。もしくは、バックアップを誰がするのかといったことも重要なことであり、かつ、今日、ご出席いただいている税理士会、行政書士会、こういった第三者の専門家で、後見人になり得る方々もいらっしゃいますので、そういった方々の活用も、セットで考えていく課題であると思っております。

(高橋分科会長)

ありがとうございました。帯瀬委員、何か追加ございませんか。

(帯瀬委員)

現状というところから行きますと、今、後見人の需要というのが非常に多いんですけども、専門職では当然賄いきれない状態になっておりますので。かといって、社協のほうで、このまま受任件数をどんどん増やしていける状態でもないということで。そうなりますと、やはり、市民後見人なりをちょっと受任していただかないととても間に合わないというのが現状になっております。ですので、この現状を、今のままで対応というのはちょっと厳しい状態ですので、やはり、その辺は、今後どうしても受任できる方を増やしていくという視点というのは必要になってくるかなと思います。

この点からも、市民後見人の個人受任型というのは検討していかないと、非常に、今後大変なことになってくるというのは、既に見えに見えているところです。一応、現状としてはそんな課題がありますというところです。

(高橋分科会長)

ありがとうございました。林委員。

(林委員)

雇用上限年齢到達者というところがあるんですが、資料5-3の2ページ目裏面です。後見支援員さんの現状のところ、令和2年、※印で3月31日時点、退職者見込みで、雇用上限年齢到達者というところがあるところだと思うのですが。私も養成研修に関わっていたのを見ると、年代としては、結構ベテランの方が多く状況だと思うのですが、この上限年齢というところは何歳に設定されているのでしょうか。

(石本委員)

新潟社協の石本です。後見支援員の雇用上限年齢は75歳。つまり、今回で言うと、令和2年3月31日時点で75歳に到達していらっしゃる方は、次年度は後見支援員を継続することはできませんよということです。一応の線は引かせていただいております。

(林委員)

ありがとうございました。

(高橋分科会長)

よろしいでしょうか。会議始まって、ちょうど1時間が経過をいたしまして。皆さん、そろそろほぐれてきた頃からと思いますので、できれば、私としては、これからメインでありますところの素案のご説明をしていただきたいと思うのですが。もし、素案のご説明の後に、先ほどの資料のことでもう少しここを確認したいということがあれば、合わせてご質問いただければよろしいかなと思っております。それでは、よろしいでしょうか。では、事務局のほうから素案のご説明をお願いいたします。

(事務局)

資料の6をご覧ください。「新潟市地域福祉計画 成年後見制度部分 素案」です。最終的には、このほかのものも含めて地域福祉計画として一体策定してまいりますけれども、今回お示したものにつきましては、成年後見制度部分を抜粋したものでございます。

ページをめくって3ページをごらんください。「第1章 計画概要」です。次の4ページをご覧ください。「計画の位置づけ」です。「1. 関係法令による位置づけ」。成年後見制度利用促進法が策定され、5条と23条に市町村の役割が記載されております。この計画につきましては、23条第1項で記載しています、地方成年後見制度利用促進基本計画の位置づけを有することとさせていただきます。

次に、下の「3 計画の期間と評価について」をご覧ください。計画の期間は、2021年度

から2026年度までの6年間といたします。後ほどご説明しますが、第5章「具体的な取り組み」には、主に、現在新潟で取り組んでいる内容を記載しており、この取り組みを継続するとともに、計画の進捗管理等の中で必要に応じて見直ししていくこととします。

今取り組んでいるもので、まずは計画を策定させていただきまして、今後の見直しにつきましては、計画の進捗管理の中で、また相談させていただけばと考えております。

続きまして「第2章 本市の現状」です。6ページをご覧ください。「1 制度の利用状況」です。新潟家庭裁判所本庁管轄における成年後見制度利用者数は増加傾向であり、そのうち、後見類型の割合がもっとも高く、新潟市においても後見類型の割合がもっとも高くなっています。また、成年後見人等と本人の関係では、平成25年に第三者後見人の数が親族後見人の数を上回り、その差は年々大きくなっています。

この説明は、その下の1番、2番、7ページの3番の3つの表とグラフの説明になっています。1番、2番につきましては、前回の分科会の際に説明させていただきましたので、割愛させていただきます。3番につきましては、今回新たに記載させていただいたものとなっております。先ほどの説明のとおり、平成25年に、第三者後見人が親族後見を上回り、その差は年々大きくなっているところでございます。

その次「2 市民後見人の養成状況」です。平成24年から市民後見人養成研修を開催し、平成30年度までに133名が研修を終了しています。研修修了者の多くは、新潟市社会福祉協議会が実施する法人後見事業の後見支援委員として活動しています。なお、平成28年度以降は、隔年で研修を実施しています。その下の4番の説明となっています。

続いて8ページをご覧ください。「3 市長申立て及び成年後見制度利用支援事業の状況」です。市長申立て数及び費用助成額と成年後見制度利用支援事業（申立費用助成件数・額）は、年度によりばらつきがありますが、成年後見制度利用支援事業（報酬助成件数・額）は増加しています。

その下の5番、次のページの6番、さらに、次のページの7番の説明となっています。こちらも、前回の分科会で説明させていただきましたので、説明を省略させていただきます。

続きまして11ページ。「第3章 国等の動向」です。12ページをお開きください。「1 成年後見制度利用促進法」は2016年5月に施行された法律の説明となっています。その下が、「2 成年後見制度利用促進基本計画」は2017年3月に閣議決定されたものです。ポイントとしまして、下の囲みに抜粋しておりますけれども、①として、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善。②権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり。③不正防止の徹底と利用しやすさとの調和となっております。

続きまして「第4章 基本理念・基本目標」です。14ページをお開きください。「基本理念」と「基本目標」につきましては、先月12月26日に開催した全体会で提示させていただいたもので、成年後見制度のみでなくて、地域福祉計画全体に対する理念と目標となっております。

12月26日の全体会で方向性についてご了承いただきましたので、今後の地域福祉計画の

策定に合わせ、全体会でさらにご意見をいただきながら微調整を加え、最終的な理念・目標を定めていくこととなります。

「基本理念」は、「みんなで創ろう だれもがつながり支えあい 自分らしくいきいきと暮らせる福祉の都市（まち）『にいがた』」としています。これは、市民、地域団体、行政機関を含むみんなの力で福祉の都市を創るという現計画の理念を踏襲し、引き続き課題に対応し、改善していくとともに、地域共生社会の実現を目指し、つながり、支えあいやネットワークを強化する視点、お互いの個性や多様性が尊重されるという視点を強調するために加えたものとなっています。

この基本理念に向かって取り組むために、基本目標をその下に記載しております。

「1 認め合い、支えあう意識を持った地域づくり」。地域で困りごとのある人に気づく、見つける。そして、お互いを認め尊重する関わりの中で、新たな気づきが生まれたり意識を醸成していくことを表現しています。

「2 つながり協働する地域づくり」。気づいた困りごとのある人を支援機関につなぐ。関係者・機関で情報共有し、連携・協働して支援する。ネットワークを拡大し、これまで関わりのなかった新たな機関などと協働すること。世代間での交流などにより、新たな気づきや資源の創造につながるということを表しています。

「3 だれもが活躍できる地域づくり」。多様な主体が連携し、だれもがそれぞれの個性や強みを生かし、支え手、受け手といった関係を越えて、地域の一員として活躍できるような地域をつくることを表しています。

「4 健康で安心・安全に暮らせる地域づくり」。気づき、つながり、活躍を続けるための土台として、地域住民が健康に生活できること、安心・安全な地域をつくることが不可欠であることから、このような基本目標の案としました。

続きまして「第5章、具体的な取り組み」です。16ページをお開きください。

「1 取組内容」。認知症や障がいなどにより、判断能力が不十分で、自らにとって必要なことを主張したり、一人で選択・決定することが難しい人が、成年後見制度を利用することにより、尊厳をもってその人らしい生活を継続できるよう、必要な支援等を実施します。

その下、「1. 権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築」。支援が必要な人が、自分らしい生活を守るための制度として、必要なときに成年後見制度を利用できるよう、地域連携ネットワークを構築いたします。

地域連携ネットワークは、以下の3つの役割を念頭に、必要な支援を実施いたします。

「(1) 権利擁護支援の必要な人の発見・支援」。制度の広報・周知を通じ、関係者や市民の制度理解を促進し、声を上げることができない人を含む、成年後見制度などの権利擁護支援の必要な人が、速やかに必要な支援につながるよう努めます。

「(2) 早期の段階からの相談・対応体制の整備」。制度に関する相談窓口を設置し、権利擁護支援の必要な人が速やかに相談することができるとともに、判断能力があるうちに、保佐・補助、任意後見等の利用を含め、将来のことを相談することができるよう努めます。

「(3) 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築」。成年後見制度が、本人の意思を尊重し、身上保護を重視した制度となるよう、必要な支援等を実施します。

地域連携ネットワークは、その次のページの上にイメージを載せさせていただいております。前回の分科会からの変更点といたしましては、前回は新潟市と中核機関を別々に記載しておりましたが、新潟市の委託する成年後見支援センターと、新潟市が一緒になって中核機関を構築するというイメージに変えさせていただいております。

続きまして「2. 協議会及び中核機関の整備」です。「(1) チームとは」です。協力して、日常的に支援が必要な人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し、必要な対応を行う仕組みのことで、イメージにつきましては、下に書いてあります。こちらは前回と同様ですのでもよろしく願いいたします。

続きまして、次のページをご覧ください。

「(2) 協議会の整備」。後見等開始の前後を問わず、チームに対し必要な支援をするため、行政や司法、専門職団体、関係団体等による協議会を整備します。こちらにつきましては、本日参加している皆さまのご協力をいただきながら整備をさせていただければと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

「(3) 中核機関の整備」。先ほども説明しましたが、成年後見支援センターと新潟市が一体となって整備をするというイメージにさせていただいております。その下は、その部分の抜粋したイメージ図となっています。

続きまして「3. 地域連携ネットワークの機能」です。16ページの地域連携ネットワークの3つの役割を実現するため、地域連携ネットワーク全体で協力・分担し、次の4つの機能を担います。なお、4つの機能に基づく取り組みを進め、成年後見人等の支援者が孤立することなく相談を受けられる体制や、チームや協議会で、成年後見人等の不正の兆候等を把握したときに情報共有できる体制を整備することにより、不正の防止にもつながります。その下の表で、3つの役割と4つの機能を記載させていただいております。4つの機能の一番下、不正防止効果は副次的効果ということで、記載させていただいております。

次の19ページ、一番上、「(1) 広報機能」です。声を上げることができない人を含む、権利擁護支援の必要な人が速やかに必要な支援につながるよう、制度の周知に努めます。その下が具体的な取り組み内容ということで、現在新潟市で実施しているものを記載させていただいております。一番上、パンフレットの作成・配布。本日お配りしましたパンフレットを作成しておりますので、そちらで広報しております。その下、ホームページによる制度周知。制度周知のためのホームページを作成・管理しております。その下、講演会等の開催。制度周知のための講演会等を開催しております。その下、研修会等への講師派遣。市民や地域団体、関係団体が開催する研修会等に講師を派遣しております。

続きまして「(2) 相談機能」。判断能力があるうちから、または不十分になった早期の段階から、制度についての相談ができる窓口を設置するとともに、関係団体等の制度理解を深

め、相談窓口の充実に努めます。取り組み内容としましては、一番上、一般相談の実施。成年後見支援センター等の相談窓口で、制度に関する一般的な相談に応じております。その下、専門相談の実施。弁護士・司法書士等による専門相談を実施しております。その下、カンファレンスへの相談員の派遣。カンファレンスへ相談員を派遣し、必要な支援を実施しております。その下、申立て支援の実施。家庭裁判所への申し立てに関する相談に応じ、支援をしております。

次の20ページをご覧ください。「(3) 成年後見制度利用促進機能」です。「ア. 受任調整(マッチング)等の支援」です。市長申立ての際、家庭裁判所へ候補者を推薦します。また、親族後見人候補者等から相談を受け付け、家庭裁判所と連携し、支援します。

取り組み内容の上2つは再掲ですので、説明を割愛させていただきます。3番目の家庭裁判所の情報交換。定期的に家庭裁判所と情報交換をさせていただこうと思っております。その下、市長申立ての候補者推薦。市長申立ての際、家庭裁判所への候補者を推薦いたします。

「イ. 担い手の育成・活動の促進」です。市民後見人養成研修を実施するとともに、法人後見支援員として活動する同研修修了者に対するフォローアップ研修を実施し、担い手を育成・支援します。一番上が、市民後見人養成研修の実施。先ほどご説明いただいたとおり実施しております。その下、フォローアップ研修の実施。市民後見人養成研修終了者の資質向上のために、フォローアップ件数を実施しております。

次のページの、「ウ. 日常生活自立支援事業等関係制度からのスムーズな移行」です。日常生活自立支援事業利用者のうち、判断能力が低下した人に対し、保佐・補助類型を含む成年後見制度へのスムーズな移行に努めます。また、低所得者等についても制度を活用できるよう、市長申立てや、成年後見制度利用支援事業を実施します。取り組み内容につきましては、一番上、成年後見制度利用支援事業の実施といたしまして、制度を利用する上で、必要な費用負担が困難な人に助成をしております。その下、市長申立ての実施。本人や家族が後見等開始の申立てができない場合、市長が申立てしております。

「(4) 後見人支援機能」です。親族後見人等からの日常的な相談に応じ、家庭裁判所と連携し、本人の意思を尊重し、身上に配慮した事務が行われるよう支援いたします。また、専門的知見が必要な場合、専門職団体等と連携し、支援します。取り組み内容は全て再掲ですので、説明は割愛させていただきます。

続きまして22ページをご覧ください。「目標」です。判断能力が不十分な人が、尊厳を持ってその人らしい生活を継続できる地域となるよう、前述の4つの機能に掲げた取り組みを進めます。大きな目標としまして、尊厳を持って、その人らしい生活をできる地域となるということを目標とさせていただいております。そのような地域の実現のために、以下を関係指標として定めますということで、4つ上げさせていただきました。

まず一つ目と二つ目です。下の※印にあるように、令和元年度新潟市地域福祉に関するアンケート結果の抜粋となっています。1番目につきましては、成年後見制度を知っている人の割合。57.2パーセントだったところを増加させる。二つ目、自身や親族が認知症等になり

判断が十分にできなくなったとき、成年後見制度を利用したいと思う人の割合。47.1パーセントを増加させる。その下、成年後見制度利用者数。令和元年10月31日時点で1,849人のところ3,000人とさせていただいております。その下、市民後見人養成研修修了者数、150人を280人ということにさせていただいております。先ほど石本委員のご説明で、154人とありましたので、人数は、また後ほど正確な数字は確認させていただきたいと思っております。

下二つの目標の目標値ですが、その下「(参考) 関係指標根拠」と書いてあるところをご覧ください。「成年後見制度利用者数」につきましては、家庭裁判所本庁所管制度利用者数を記載しております。H26からH30までが実績値となっています。その下、増加数につきましては記載のとおりで、平均しますと大体年120件ほど増加しています。令和元年からは、推計値ということで120ずつ増加した場合を記載しています。

H26からR 3、7年の増加率ですが、推計値から見ますと163パーセントの増加となっていますので、1,849人に163パーセントを掛けまして3,000人とさせていただいております。

その下、「市民後見人養成研修修了者数」です。H24からR 1の実績として150人、8年間で150ですので、7年間で割り返しますと131人、足し合わせまして281人ですので、端数を切りまして280人としております。

ここで、資料が飛んで申し訳ないのですが、資料の7をご覧ください。資料7は参考としてお付けしているものです。「他都市の成年後見制度利用促進基本計画目標について」です。政令市におきまして策定している都市が7都市。うち、目標ありが3都市、目標なしが4市。目標ありの3市、横浜市、静岡市、大阪市ですが、下の②に抜粋しております。横浜市につきましては、活動指標ということで市民後見人の受任者数、現状値32人から増加させるということになっています。静岡市につきましては、指標が2つあります。①としまして、後見等申立て数。実績値が270を目標値としまして345人。②につきましては、家庭裁判所から市民後見人として選任された延べ人数、実績値0人を目標値として6人と記載されております。大阪市です。こちらも2つありまして、一つ目が市民後見人バンク登録者数、2017年の実績値になると思いますが、234人を段階的に増加させる。その下、市民後見人の受任者数。こちらも153人を段階的に増加させる。ほかの政令市ですとこういった指標を取っているようです。

資料の6にお戻りください。続きまして、資料編ということになります。めくっていただきまして、24ページから用語解説を載せさせていただいております。

一件一件の説明はしませんが、このようなかたちで、追加のものがありましたら事務局で追加させていただきまして、最終的にほかの計画と合わせ、掲載させていただこうと思っております。

以上で説明を終わります。ありがとうございました。

(高橋分科会長)

重要なのが、15ページからの具体的な取り組みの部分です。最初の課長さんの挨拶にもあ

ったとおり、現行新潟市において、既に利用促進法が求めている部分を、一定程度やっている、実行しているというところを書いていただいたものだと思っております。

利用促進法に基づく基本計画の中で、新潟市が今まできちんと研究してこなかったものが中核機関というものだったと思いますけれども、この中核機関については、成年後見支援センターと各区で取り組んでいる内容を勘案して、市と社協で一緒になってこの役割を担っていきましょうよというところが、中核機関のところで書いてあるのではないかというふうに、私は理解いたしました。

もう一つ重要な部分が受任者調整。20ページのところであります。この中核機関が担うとされる受任者調整を、どのようにするかというところであります。全てのケースの受任者調整を、もともと家庭裁判所の仕事を中核機関が全てやるわけにはいきませんし、また、それをやったら中核機関がパンクしてしまうということもあります。

市長申立てについては候補者を推薦する。これは区の健康福祉課、あるいは高齢者支援課、障がい福祉課、福祉総務課と一緒に、成年後見支援センターのほうで一緒にやっていくことを、ここに書かれたことだと理解しております。

最後、目標数値につきましては、先ほど、他の政令指定都市と対照して、新潟市のその数値が無理のない範囲に収まっていることの説明があったと思います。

重要なのは、中核機関の位置づけ。受任者調整の記述。そして、この数値も目標ということだと思います。それぞれ皆さんからご意見をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願い致します。

(高橋分科会長)

帯瀬委員、お願いします。

(帯瀬委員)

帯瀬です。受任者調整のところなんです、一応、市長申立てに関しては、候補者を推薦するということまでは書かれています。では、具体的に、この手続きをどのようにやるかというところが問題になってくるかなと思いますが、その辺って、具体的には考えられていますか。今までは、初期のケース検討のところ、関係者が集まったところで、誰々がいいんじゃないみたいのところから始めて、最終的にはそこで決まっちゃうような感じだったと思います。その辺、何か考えられていますか。

(事務局)

先ほどの資料2で説明させていただいたとおりの流れで、各区少しばらつきがありますがけれども事務をしております。まずは、資料2の通りの流れを考えておまして、その後、全庁的に、例えば、統一した対応にするのか等は、今後の検討材料と考えております。

(高橋分科会長)

帯瀬委員、よろしいでしょうか。

(帯瀬委員)

はい、分かりました。

(高橋分科会長)

要するに、今までやられていた方法を踏襲するけれど、そこで、もしかすると結論が出ないようなケースもありうるかもしれない。そのときは、中核機関とされている成年後見支援センター、あるいは、新潟市の中でも、各区の健康福祉課、高齢者支援課、障がい福祉課、福祉総務課もあるわけなので、必要なものが集まって、最終的な意思決定をしていきましようということよろしいですか。

(事務局)

はい、ありがとうございます。

(高橋分科会長)

ほかにいかがでしょうか。はい、林委員。

(林委員)

社会福祉士会の林です。資料のまとめ、ありがとうございました。とても分かりやすくできていました。中核機関のところと、受任調整のところなんですが、やはり、踏襲しつつも、やはり各区担当で、ケース会議のところ誰がいいということになると、想定されるのは、今まで実績がある弁護士さん、社会福祉士さん、司法書士さんというところに、落ち着いてしまうと思うんですね。なので、今回のこの例のように、中核機関で申立ての候補者を検討するということにする意味としては、長期的に、急減問題に対応するというので、そういった方々以外の、いわゆる法人後見ですとか、そういうところをやっぱり育てるという意味合いでの人員調整ということも意識してやっていかないと、結局、今までやっていた三士会の方をお願いしますとか。あと、社協の法人後見もかなりしっかりされているのですけれども、すぐに限界が、数的なものが出てくるのだと思います。

制約としては、養成をしたからといって、実際、今6割ぐらいが稼働していると思います。75以上でやめられていく方ということと、あと、社会福祉協議会自体が雇い込みで動かすということになる、働いてもらうということになると、それだけの人数を把握して、人事マネージメントしていくというのは、かなり社協の総務方。人材が増えれば増えるだけだけコストもかかってくるので、養成したから、全部の社協の法人後見で動けるかというとなかなか難しいんではないかと思うので。

なので、もう一回戻りますが、その受任調整会議のところ、市長申立てのところには、やはり各ケース担当ではなくて、ここでやはり、もう一度長期的な目線を見て、していくというのは非常にいいんじゃないかなと思いました。以上です。

(高橋分科会長)

ありがとうございました。受任調整について、現状のままいったら、ある段階でオーバーフローすることは目に見えているわけだから、その辺も、きちんと考慮した、考えた上で進めていく。

今回、行政書士会の方から、あるいは税理士会の方からも出てきていただいておりますので、受任調整の際には、ありとあらゆる可能性を検討してという、今後、基準として考えていくということをございませうか。この辺を、それぞれ各区の健康福祉課の関係者の方々からもよくご理解いただく必要がありますし。カンファレンスに参加されるさまざまな機関、例えば、地域包括支援センターであるとか、基幹相談支援センターの方々からもご理解いただくのが重要なのかなと考えておりますが。

林委員、そんなところでよろしいございませうか。

(林委員)

はい。

(高橋分科会長)

そういうようなことです。ほかにいかがでございませうか。どうぞ。

(小嶋委員)

税理士会の小嶋です。よろしくお願ひします。22ページの目標を見えています。

令和8年度3,000人ということが出ています。おそらく、どんどん増えてくる中で、やはり、社会福祉協議会さんの負担も相当増えてくるということも踏まえながら、増えるのを減らすといますか。というのは、任意成年後見制度を、本人の意思ということで、早目にそこまでいかない段階で手を打つ相談場所をつくること、私は非常に大事かなと思っています。せっかくそういう制度があるので、本人の意思がしっかりしているうちに、相談窓口で対処し、なってからだと、皆さん、負担が大きくなりますので、事前相談のうちに、そこを食い止めるということも一つの方法かなと思います。

今後、マイナンバーカードを使って、何かいい制度ができればいいかなとは個人的には思っています。というのは、70歳になったら、後見人も決めてしまうとか、そんな便利なものがあればいいかななんて思っているんです。それは、この先どうなるか分かりませんが、やはり、事前に食い止めた上でも、多分、それでも令和8年これぐらい増えるのかなとは思っていますので、事前の対策が必要かなというふうに感じました。以上です。

(高橋分科会長)

はい、ありがとうございました。確かに、相談の充実というのは、成年後見支援センターだけでできる話ではないのだらうと思います。ですので、それぞれ身近な、中学校区に一箇所ずつある地域包括支援センターであるとか、新潟市内4箇所で開催している障がい者基幹相談支援センター、あるいは、案外知られておりませんが、障がい者の福祉サービスについても、今、オールケアマネ体制になっております。そこで、その計画相談にあたる障がい者版の相談支援専門員という方々もいらっしゃる。そういう方々が、例えば、重度の知的障がいの方の保護者の方からご相談をいただいて、重大なことになる前に、成年後見につなげていくにはどうしたらいいのかということをお応じていただく。

あるいは、包括に介護予防で来ている方が、大分危ないかもしれないので、いずれ状況が悪化したときのために、任意後見について相談したいと言ったときに、包括がそれに対してきちんと相談に応じて助言ができていく。そういうシステムを整えていかないと、小嶋委員が言われているように、パンクするんだらうというふうに考えているところであります。小嶋委員のご助言も受けながら、事務局のほうで、実際、この計画を運用していく段階で、その辺のところをきちんと対応していただければよろしいのかなというふうに考えるところです。

つつい、またしゃべり始めまして、申し訳ございません。皆さん、どうぞご発言ください。

(菊池委員)

弁護士の菊池でございます。今、お話のあった目標のところ、確認なんですけれども、資料7の他の政令指定都市の目標を記載例のところ

横浜も静岡も大阪も、市民後見人の人数というのを書いているところです。静岡は、今、実績はゼロだけど、それを、目標値で6人で出しているというところです。市民後見人は、選任機関の裁判所を交えての話になると思うので、具体的な数字は、なかなかここで入れるというのは難しいのかなというところはあって、この資料6では、市民後見人養成研修修了者の数を増やすような目標をつくられたのかなと。一応、目指すところは、市民後見人の選任というところを視野に入れつつ、まずは、養成研修の修了者を増やそうというような、そんなような意図で書かれたというような理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

先ほどのいろいろな話の中で、分科会長や石本委員からもお話がありましたけれども、新潟市の市民後見人の方向性が、まだ決まっていないのが一つ。

新潟市におきましては、現在は社協さんにおいて、法人後見の支援員として活動していただいています。全国的にもそういう例はある中で、後見支援員を、独り立ちさせるかどうか

の方針がまだ決まっていない中、入れていませんでした。ただ、そういう担い手の確保というのは大事なところだと認識しております。

(高橋分科会長)

よろしいですか。

(菊池委員)

ありがとうございます。

(高橋分科会長)

林委員、どうぞ。

(林委員)

今のつながりになるかと思いますが、もう一つの局面として、法人後見というのが、社会福祉協議会以外でも新潟市で立ち上がってくるところだと思います。そういったところは、特に記載とかは検討されたりとかはありませんでしたでしょうか。

(事務局)

法人後見ということで、ほかの市ですといろんな団体がやっているところがあると、お話は聞いています。新潟市におきまして、社協さん以外で受任している団体があるのかというところ、今のところは把握していません。この計画には、現在やっているものを、まず記載させていただいております。現在やっていることは、社協さんへの法人後見の補助金という部分はありますが、今、記載はしていない状態になっています。記載が必要というご意見であれば、検討させていただこうと思います。

(高橋分科会長)

林委員、いかがでございますか。

(林委員)

法人後見は、やるっていう法人が出てこなければ、なかなか難しいところなので、市のほうから、やれとかやるとか言うことはできないところだとは思っています。ただ、法人後見をやっというところがあったときに、いわゆる、社会福祉協議会の法人後見には大規模なバックアップがあるんだけど、ほかの法人後見にはバックアップがないとなると、今度は、逆にそこが育たないところもあるので。目標値とかそういったところではなく、何か文言として、そういったところがあったときに、例えば、情報提供とか、支えるというところがあったりするといいんじゃないかなんていうふうに考えた

ところですよ。

専門職が難しい、市民後見単独も、ちょっとまだ迷っている、社協の法人後見もまだ余裕あるかもしれないですけど、これからいつかパンクするといったときには、行政書士会、税理士会も含めてですが、そういった、ほかの法人後見の新たなところへのサポートというところがあると、なお良いんじゃないかななんて思いました。

(高橋分科会長)

ありがとうございます。事務局としてのお答えもあるんだろうと思いますが、私はこう考えるとまた言ってしまうかもしれませんが、それは、計画段階に入っている地域連携ネットワークの中でやっていくお話なんだろうなというふうに思っています。というのは、行政として、特定の法人を、こうする、ああするということを目標として掲げるというのはちょっと難しいのかもしれない。

社会福祉協議会も社会福祉法人なんですが、実質的には社会福祉法に定められて、各自治体が必ず設置しなければならない、普通の社会福祉法人とはニュアンスを異にする法人であるということは、百も承知されているところだと思いますが。

それと、それ以外の、さまざまなNPO法人であるとか、会社組織も法人ではありますので、そういうことを考えていくと、受け手を増やしていくということが地域連携ネットワーク、あるいは、そのほかの広報機能であるとか、そういう機能の中でやっていくことのかなというのが私の考えなんですけど、事務局はいかがでございましょう。

(事務局)

まさに分科会長のおっしゃるとおりで、私どもも、今回この計画を作るにあたって、いわゆる法人の支援について、今後、社協さんだけでなく、ほかの社会福祉法人でも法人後見では出てくるだろうと考えています。他都市の状況を見ても、それは明らかだろうという中で、何ができるのか。さきほどの補助金というのが、最終的なものだと思いますが、その前に、周知をしていかなければいけない中で、広報機能の強化と、それほど記載はないですが、地域連携ネットワークの中で、そういったものを支えていくのだろうということ。今回は、その部分については載せていないのですけれども。

林委員の言うとおりで、支えるとか、そういったものも入れてもいいのかなと、思ったところでございまして、そこは預からせていただいてよろしいでしょうか。

(林委員)

ありがとうございます。

(高橋分科会長)

林委員、それでよろしいですか。

(林委員)

はい、良いかと思えます。続いて、そのままの流れで、地域連携ネットワークのほうになるかと思えますが。私は不勉強なのですが、どうしても、認知症の方の財産管理のところでは支障が出てくるときに、一番キャッチしやすいところの金融機関というところがあるかと思うんです。ここが、これまでのその計画とかそういったところに出てきづらいところで。そういったのは、地域連携ネットワークの中に、例えば、市内にある金融機関、全部出るか出ないかは別ですけども、いわゆる、成年後見制度の今の進捗状況だとか、こういうことで不正防止に取り組んでいるかということ、最新情報を、金融機関の側にお伝えすることによって、金融機関側のガードを高くしていくということもできるんじゃないかなと。

また、窓口に来られた方で、非常に難しそうの方、ちょっと見慣れない方に連れてこられてお金を引き出す相談などといったときに、金融機関単独だと利用者さんはお客さまなので、個人情報というところで非常にためらうんじゃないかなと思うんですが。いわゆる、各団体ではなくて、地域連携ネットワーク、市が関与している中で、金融機関に情報提供だったり、もしくは、困ったときの地域包括支援センター、虐待の恐れがあるとかいうところで、金融機関の位置どころみたいなのが、どこか一文とか絵とかで入って。あまり細かい文言としては入れられづらいと思いますが、ちょっと金融機関が触れられているといいんじゃないかなというふうに感じました。以上です。

(高橋分科会長)

これについては、事務局、いかがでございましょう。

(事務局)

今ほどのお話があった金融機関は、確かに国の地域連携ネットワークイメージの中には入っております。素案17ページにイメージを記載させてもらっておりますが、そこには、金融機関は入っていません。今後、このネットワークというのはどんどん広げていく考えですので、入れてもいいのかなというふうに考えております。ありがとうございます。

(林委員)

金融機関もそれぞれだと思うので、新潟市でやられている金融機関さんはしっかりされていると思うのですが、担当者によっては、成年後見制度の理解が不十分なために、後見人が付くと、お金の出し入れが大変になるから駄目だよみたいな、逆噴射みたいなことがあってもいかなんていうのを思うところもあって。全く聞かない話ではないかなと思いますので。そういうところで、金融機関の方にも、正しく権利擁護ということを伝えていくのもこの利用促進の一つなんじゃないかなと思いました。すみません、何度も申し訳ありませんが、お願いいたします。

(高橋分科会長)

林委員、ありがとうございました。ネットワークに金融機関が入っていただくかどうかというのは、また別な話だと思いますが、林委員からご指摘いただいた、金融機関のほうに成年後見のさまざまな活動をしている部分を発信していく。情報を共有していくという仕組みは、何か必要なんだろうと思います。

その辺のところも、事務局少しご勘案いただければ。文言に入れるかどうかまた別として。いかがでございましょうか。

(事務局)

ありがとうございます。ちょっと預らせていただいて検討させていただきます。

(高橋分科会長)

いかがでございましょうか。はい、帯瀬委員。

(帯瀬委員)

司法書士の帯瀬です。二点ほどありまして、まず一点目です。中核機関の各機能を、こちらのほうの広域連携の部分で、例えば、県、あるいは他市町村との連携というところ。ちょっと文言でふっておいたほうが、後々、広域連携の話が出たときに動きやすいのではないかなと思います。別に、もちろん相手方があることですので、必ずしもここで決まるわけではないのですが、ちょっと文言一つ入れておけば、後々の話が出たとき非常に動きやすいと思うので、入れておいたらどうかかなというのが一つの提案です。

あともう一点目、別に、これは福祉計画の中に入れなくても、触れなくてもいいのかなという気もしますが。一つは、成年後見制度利用支援事業の見直しです。新潟市の利用支援事業は非常に使いやすく、県内でも非常に良い制度だなとは思いますが、利用支援事業の条件を実際に当てはめてみると、困った人に届かなかつたり、あるいは、逆に、要件に当てはまるんだけど、実際には、金銭的には特に困っていない人はもらえちゃうという案件も少しありますので、その辺を柔軟に見直すような、ここで見直さなくてもいいのかもしれないが、計画の中に盛り込む盛り込まないとは別に、その辺ちょっと見直しというのも必要な時期に来ているのではないかなと思います。これは意見です。

(高橋分科会長)

ありがとうございました。帯瀬委員からいわゆる中核機関の活動の中に、何らかの広域連携、いわゆる、新潟市以外からのさまざまな部分が入ったときにどうするのかということ、一言何か入れておいたほうがよろしいのではないかと。現行の利用支援事業については、これは計画の中でうんぬんというよりも、適時、実情に合わせて見直していくとい

うことが行政にとっては必要なんじゃないかというご意見だったかと思うのですが。一番はなかなか行政は答えづらいですよ。何かあれば。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。中核機関の広域連携については、そもそも新潟市が、新潟県内の三分の一ほど占めているという状態もありまして、基本、われわれのほうから、広域連携を投げ掛けるというスタンスはなかったということが正直なところ。ただ、周りから、何かお声掛けがあるのであれば、またその時点で検討していくのはありだろうとは思っております。

また、後段の事業の内容につきましては、計画とは外れたかたちで、予算の編成とか今後の制度の構築と言いますか改善の中で、担当課のほうでそういったご意見があったということを受けたまわって検討の際の参考にさせていただければと思います。

(高橋分科会長)

ありがとうございます。皆さんというか、新潟市の方々も帯瀬委員も、皆さん紳士なので、そういう直截的な話をしませんけれども、本来であればそういう広域連携、いわゆる市町村間の調整にかかることは、県の仕事であるはずだというふうに私は理解しておりますので、課長さん、何か機会があったら県のほうにも。というところでよろしいでございましょうか。

いかがでございましょう。時間も、開始から約2時間近く経過してまいりました。皆さん、事前の調整活動も含めて一生懸命やっていたいただいた結果、この素案の部分につきましても、大きな反発とか、大きな修正というような要望は聞かれていないところでもあります。今までの間で、いくつかご指摘、あるいは、ここもご検討いただきたいというようなところもございましたので、そこについては、事務局のほうでご検討いただくんでありますけれども、最終的に、いわゆる、地域福祉計画策定・推進委員会の全体会のほうへ提示する案につきましては、事務局と私のほうで責任をもって調整をさせていただくということで、ご了解いただいてよろしいでございましょうか。あるいは、高橋は信用ならないからというご意見もあるかもしれませんけれども。

よろしいでございましょうか。それでは、事務局と私のほうで調整して、全体会に提出させていただく方向で進めていきたいと思っております。

さらに今日の場合は、気が付かなかつたけれども、ここについても少し記述が必要じゃないか、あるいは、修正が必要じゃないかというようなことがありましたら、早目に事務局のほうにお申し出いただく形とさせていただきたいと思えます。

以上、いろいろあるところがございますが、以上をもちまして、分科会についてはこれで終わりにさせていただきたいと思えます。進行を事務局のほうにお返しいたしますので、よろしくお願いいたします。

(司会)

ありがとうございました。また、委員の皆さまからもご審議いただきまして、ありがとうございました。本日いただいたご意見を、事務局のほうで検討させていただきますし、また、分科会長さまとも意見交換させていただきながら、新潟市地域福祉計画の素案として、この分科会以外にも再犯防止の分科会もございますので、それらと合わせまして、全体会に向けて素案を作成させていただきたいと思います。

今後は、全体会で、全体の素案について、ご意見をいただいておりますが、分科会委員の皆さまにも進捗状況等報告させていただこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で第2回新潟市地域福祉計画策定・推進委員会成年後見制度分科会を閉会いたします。ありがとうございました。

(終了)